

小アジアにおけるセレウコス

王国の土地制度について

田中穗積

アレクサンドロス大王の遺将により樹立されたヘレニズム王国の特質は、マケドニアを除いて、少數のマケドニア・ギリシア人が広大な領域とその中に民族的には多様な、しかも階層的差異のある住民を支配したことにより、それは「領土国家」であったともいえる。そこで前四世紀末より凡そ半世紀余に亘る初期セレウコス王国の性格をみると、領土的にはアレクサンドロス大王旧領の大半を占めるアジアの地域を領有し、セミ、アナトリア、イラン等の異民族を包含していたがゆえに、王国樹立の当初より強力な国家組織を確立できなかつた。したがつてエジプトで中央集権の国家体制を完備したプトレマイオス王国とは対照的であり、またそこに導入された経済的統制政策をもつて、セレウコス王国の経済政策を論じることはできない。しかしマケドニア人の法に従うと「槍によつて獲得された領土」、すなわち武力行使による征服領は悉く王の私領とみなされ、王の自由意志で処分されたことは両王国に共通するところであり、ヘレニズム王国の政治・経済機構において重要な意義を有する。このことから初期セレウコス王国

における土地諸関係を取上げ、それが王国の主要政策として如何に行われたかを考察しよう。

西アジアにはペルシア帝国時代、古くから王家の世襲財産としての王の所領、ならびに神殿領、貴族莊園が存在し、各土地に所属する王の民、神殿領農奴、領主農奴が農地を耕作していた。小アジアでは神殿領がその大部分を占めたが、アレクサンドロス大王は東征により、征服領を王領、神殿領、都市領、新設ギリシア都市領とした。これは従来の制度をほとんど改変することなく踏襲したものである。この後、セレウコス王国の場合、王は最高主権者として神殿領を要求したため、領土は王領 *xáρα βασιλεύ*（一般には *xáρα' xáρα βασιλεύ* はその一部として王の私的經營である）と都市領に大別される。王領は随所に存在し、村落 *xáρη* に従つて組織され、農耕地、牧地、鉱山、森林等を占めていた。その構成は地域差により相異したと考えられるが、イラン、メソポタミア地方に関しては不明であり、史料のほとんどは小アジアに限られ、それも僅かである。それゆえ、ここでは小アジアにおける土地制度を中心検討することにする。⁽¹⁾

まず王領經營について問題となることは、王領と都市領の境界の確立、横領者の排除等にあつた。たとえば前311年、アレクサンドロス大王が発布したブリエネ市への王令碑文によると、市の公有地、私有地、私有家屋よりなる都市領は安堵され、自己の所領ならばに貢税納付の義務ある村落に居住する者は王領に所属するものとみなされ、その区別は絶対命令により判然としている（O. G. I. S. I）。次には生産様式の改良に伴う収益の増加が挙げられる。農耕技術はギリシア人によって植民地の至るところに広められ、葡萄のどとき果実植物の栽培、家畜の飼育、品種改良等が行わされた。ペルガモンにおいては科学的な農業技術書が刊行されている。そのように農耕技術が一般に普及し、経済的に重要な意義を持ったということは、王が大土地所有者であり、生産物課税として地租が王の主要財源であつたことにほかならない。畢竟、これが偽アリストテレス「経済学」第一巻第一部（Ps.-Aristot., Oikon. II 1345 b, 31,）

にゐる所の最も重要な収入である。王領には、從属都市、種族と同様に貢税が經濟的運動に關係する事がある。

この中で王領は王の私財組織といわれるか、または処分して諸種の所有形態に変わつてゐて、やのじんを次に挙げて土地關係碑文によつて知る。

- 〔三〕
- Beloch, K. J., Griechische Geschichte. (1925-7) W, I, 341 ff.
Bikerman, E., Institution des Séleucides. (1918) 180 ff.
Ehrenberg, V., The Greek State. (1960) 227 ff.
Jones, A. H. M., Greek City from Alexander to Justinian. (1940) 95 ff.
Kornemann, E., P. W. K. Suppl. W. 234 ff.
Rostovtzeff, M., Studien zur Geschichte des römischen Kolonates. (1910) 246 ff.
Rostovtzeff, M., Social and Economic History of the Hellenistic World. (1953) 493 ff.
Rostovtzeff, M., C. A. H. W. 181 ff.
Welles, C. B., Royal Correspondence in the Hellenistic Period. (1934). nos. 10—13, 18—20.
〔解説〕「ヒュリケイ歴史述説」人名論著第十卷第三章
渡辺金一「ヨーロッパ王國の財政機構」現代歴史学の新動向 昭和二十八年

マゼンタニアの王領地圖碑文

一九一〇年七月、古代都市サルトバスのアルテマス神殿庫の内壁より出土、碑文壁の高さ〇・八八、幅二一・七四五、厚さ、基底部〇・八一、上部〇・九五、刻文面の高さ〇・三六、文字〇・〇〇八—〇・〇一一（単位はメートル）
小トシトにおけるセレウコス王領の土地制度について

A. J. A. XVI (1912). pp. 12—18

Buckler, W. H. and Robinson, D. M., Sardis, Vol. VII, I. (1932), no. 1

Reinach, R. epigr. i (1913) pp. 334—339

Keil, P. W. K. XIII. 2190

Swoboda, P. W. K. Suppl. IV. 963

本文

〔第1欄〕

カイレアスは調査し、その後アンティゴノスはその地所を私に与えた。現在、神殿財産管理者はアルテミスからの貸付金を私に請求しているが、何によつてかれらにそれを支払うべきか、資金を持合せないが、そこに地所の構成目録が存する。すなわち、次のよつた名称の村である。イルス丘地帯のサルディス平地にある一村トバルムーラ、またそれに附属するものとして他の村々、一般の名称タンドス、それによつてコムブディリピアがあり、上記の村々からピュテオスの千人隊に支払う地代は年額五〇ステイターである。またトバルムーラ近くのキナロアに賦田地があり、その地代は年額三ステイターである。さらにモルスタス河地方に別の一村ペリアサソストラがあり、アリオスの千人隊に支払う地代は年額五七ステイターである。なおモルスタス河地方のナグリオアに賦田地があり、コレイスの子サガリオスの千人隊に支払う地代は三ステイターと四オボロイである。またイロスの村と称されるアツトゥーダに別の一村があり、その地代は三ステイターと三オボロイである。ところで、全ての村から賦田地とそこに所属する住居域から、全家族と家財を持つ農奴から、葡萄酒容器ならびに通貨と賦役で提供される貢納から、村々から得られる別種の収入となおそれら以外の多くのものから、分割が起つた時ピュテオスとアドラスト

スは所有地 (proprietate) としてトバルムウーラで農地を受けた。農地とは別に農奴と奴隸の住居があり、二菜園は種子一五アルタバを入用とする。ペリアサソストラの住居域は種子三アルタバを入用とし、菜園はその場所の奴隸の住居と同様に種子三アルタバを入用とする。トバルムウーラではアドラストスの子エフエソス、アドラストスの子カドアス、ベレトラスの子ヘラクレイデス、マネアス・カイコスの子トゥイオス。ペリアソストラでこれらの住居はアルマンデスの子カドアス、マネオスの子アドラストス……

〔第二欄〕

……私と「私の子孫」……また他の何人も既に請出権を持たない。もし何人かが村々や賦田地のいぢれか、またここに明記された他の事項について所有権を主張するならば、私と私の子孫は保証人となり、その要求者を排除する。ところが、もし我々がそれを怠り、また村々と賦田地、地所、全奴隸に関するこの書示契約に違背するならば、これらはアルテミス神殿庫に移管される。そこで神殿財務管理者は同上のため、法的処置をとり、適正を認めため是非、要求者に対し裁判を行う。そこで、私ムネシマコスと私の子孫はアルテミス神殿庫に二六五〇ステイターを支払う。産出物と生産物から、神殿財務管理者がその年の収益を受取らないならば、我々はさらに同等の価値ある金額をアルテミス神殿庫へ支払う。そしてアルテミス神殿により作られた建物と耕作された土地、または神殿財務管理者がなす事物等の価値、それらが金額に値する何物でも支払う。もし我々が支払わない限り、負債は総額を返済するまで我々に義務づけられた貸付金が継続していることとなる。もし王がムネシマコスのため抵当に入れた村々、賦田地、その他をアルテミス神殿より没収するならば、その時は貸付金の元金、すなわち一三二五ステイターを我々自身、つまり私ムネシマコスと私の子孫は直ちにアルテミス神殿庫に支払う。そしてアルテミス神殿により作られた建

物と耕作された土地、かれらが価値ありとする何物でも我々は直ちに支払う。また産出物と生産物から、かれらがその年の収益を受取らないならば、我々はアルテミス神殿庫にそれらが価値ありとされる額を金額で支払う。我々が支払わない限り、負債は我々がアルテミス神殿庫に総額を支払うまで、私と私の子孫に義務付けられた貸付金を継続している。それが我々の未支払として残る限り、貸付の取戻し強制執行は有効である。

解説

同碑文はアレクサンドロスの後継者が小アジアにおいてとった土地制度の一端を窺知し得る一史料であつて、特に土地耕作者の立場を説明した興味あるものである。内容は、ムネシマコスなる者がアルテミス神殿から一三二五ステイターを借受けたが、貸付期間中に返済出来ず、それゆえこの負債分を処置するため、かつてアンティゴノスより買得したと考えられる土地ならびにそれに附属する権利⁽¹⁾をアルテミス神殿に譲った抵当証文である。抵当期限は碑文の一部破損のため不明である。

そこで、まず問題となることはムネシマコスの所有領を誰が譲渡したのか、そしてその年代は何時頃であったかということである。

譲渡者アンティゴノスを王とする理由

(一) 後述するようにセレコウス朝時代における王領の譲渡形式は、王の勅裁を経た後に地方官に王令行使が通達されるのであって、ムネシマコスの場合も同様の手続によつたものとみなすと、「第一欄にみえる譲渡者、すなわち ゼラニス の権限を持つアンティゴノスは王たり得ること。次に第二欄中、「もし王がムネシマコスのため抵当に入れた村々、賦田地、その他をアルテミス神殿より没収するならば……」とあるのは、その行為者アンティゴノスとみなされる。

(二) 一官吏が価値ある広大な土地をその職権により自由処分することは不可能であろう。地代の年額一一六ステイタ¹を支払う土地で、二賦田地（軍事植民に下賜した配分地）の支払分は61²ステイタ¹で全体の比率からみれば僅かな土地である。したがつてこの場合、特別王令による所領の譲渡例である。

年代について

そこで土地譲渡者を一時小アジアの支配者となつたアンティゴノス・モノフタルモス（独眼）とすれば、かれが王号を称したのは前三〇六—一年であった。それゆえムネシマコスが所領を得たのは凡そ前三〇〇年頃と考えられるが、この抵当碑文に関しては年代を下げねばならぬ。というのはこの記録が契約と同時期ではなく、抵当証文に効力を生じて後、神殿壁に複刻されたとする、その間に年代差が認められ、ムネシマコスがアンティゴノスの没年（前30一年）後五〇年間生存し得ないとみると、抵当契約は前二五〇年以前（セレウコス王国時代）に成立、さらに写しである碑文は前二〇〇年頃までとされる。⁽³⁾

地所の構成

地所は異なつた三地域を占め、そのうち二賦田地を含む。

(一) サルディス平地にトバルムウラ、タンドス、コムブディリピアの村々があり、その地代は五〇ステイタ¹、それにキナロアの賦田地は三ステイタ¹を課せられる。特にトバルムウラ村の構成要素は農地、農奴と奴隸の住居、二個の菜園、エフェソス、カドアス、ヘラクレイデス、トウェイオスの四奴隸等である。

(二) モルスタス河流域にペリアサソストラ村があり、そこには住居域、菜園、カドアス、アドラストス（以下破損のため不明）の二奴隸が挙げられ、此地の地代は五七ステイタ¹、ナグリオアの賦田地は三ステイタ¹・四オポロイを課せられる。

小アジアにおけるセレウコス王国の土地制度について

101

アツトウダ地方にイロス村があり、地代は三ステイター・三オボロイである。

地所が最後にムネシマコスに帰する前に分割されているが、その事情と条件を知ることができない。結果として、ピュラオスとアドラストス（おそらくギリシア人またはマケドニア人の将校）がトバルムウラ村とペリアサソストラ村で各個の所有地を得ていているが、ここでかれらの地所が賦田地であったかは不詳である。譲渡封地である村々およびその他の土地と賦田地は明確に区別であ、両者の王に支払う地代は金納であり、農奴の貢税は金納と物納である。しかしこれらの土地の構成条件の相異を認めることはでぬが、ムネシマコスの所領の場合、かれに所属する農奴となつた土民により耕作されている。

地代は地方財務局が収納するのではなくて、千人隊に支払われる。この千人隊の性格は常備戦力^{セラードル}、またサカラップ軍団等の一支隊ではなく、各地に配属された軍事植民で、かれらは如何なる都市にも所属せず、賦田を支給され、カマイロイ *károlos* を形成していた。^{アホア}アレクサンドロス大王、またアンティゴノスが布いたのと同様な組織であつて、王国に常備軍増設の心要ありとした時、ただちに動員し得る予備兵力であつた。

アントニオスのメテロコトネスクの書状（アオディケーの王領売却王令）

碑文年代、前115年～111年。一八九六年、B. Haussoullier ^が ^ア ニューヨークのアーモン神殿発掘の際、発見した石碑。

Haussoullier, B., Rev. de Phil., XXV (1901), 8—39

Wiegand, T., "Sechster vorläufige Bericht über die Aufgrabungen in Milet und Didyma," 35—87

Dittenberger, O. G. I. S. 225
Welles, C. B., Royal Correspondence in the Hellenistic Period, nos. 18—20,

〔本文〕

……パンノス村と後に形成され得る如何なる他のもの、領域内にある如何なる土地、およびそれらに所属し、家族と全財産を持つ農奴、それに第五九年の収益を、銀三〇タラントンで「ラオディケに売却した。」なお他の場所へ移住していたこの村の如何なる農奴も彼女に所属することは、彼女が王庫に諸税を納入しないこと、そして彼女が欲する如何なる都市へでも土地を所属する権利を持つという条件で行われる。同様に彼女からそれを買収、あるいは譲受けける者は誰でも同等の権利を得、もしラオディケが先にそれを都市に移管していないならば、その者が欲する如何なる都市へでも移管し得る。そこでその者はラオディケが移管した都市の一領地として土地の所有権を得る。売却価格に關し、我々は三分割払で王室庫に (*τρί ταράτσα στρατείαν ταχύον λέκτον*) 納めるよう命じた。すなわち第一回は第六〇年のアウダエオスの月、第二回はクサンディコスの月、第三回はそれより三ヶ月後である。

ラオディケの地所管理者アリダイウスに村とパリス、それに付属する土地、および家族と全財産を持つ農奴を譲渡するよう命令せよ。そしてサルディイスの王室記録所で登記し、それを五石碑に刻むよう命令せよ。その第一をイリオンのアテナ神殿に、第二をサモトラケの神殿に、第三をエフェソスのアルテミス神殿に、第四をディデュマのアポロン神殿に奉獻せよ、直ちに土地を測量し、境界柱で四至を注し、上記の石柱に境界を刻め。以上。第五九年、ディオスの月五日。

……クラテスの報告

土地を区分するようメトロファネスと王の命令書を付したニコマコスの命令に従い、ヒュッパルク……クラテスよりラオディケの地所管理者アリダイオスに村、パリス、およびそれに附屬する土地の譲渡を完了。東はゼレイアの小アジアにおけるセレウコス王国の土地制度について

領土からキュデコスの領土に拡がり、境界は村とパリスの上のパンノス村に達する旧王道である。これはピュトス村のバツキオスの子メネクラトス、パンノス村のアザレトスの子ダウスとメトロドロスの子メディオスによつて証された。それは近傍の者に耕作されていた。これに沿つてパリス上部にあるゼウスの祭壇を過ぎ、道の右側に墓地のある所まで。この墓地から王道はエウパンネセを通り、アイセボス河に至る境界をなす。土地は指示された境界に従い石柱で区画されていた。

解説

王令書簡の写しであるこの碑文はヘレニズム時代にみられる売買契約法令の一例を示す。

これはアンティオコス二世（治世前二六二冬—二四七冬）が、かつての王妃ラオディケにキュデコス近くの王領を売渡した記録であつて、その構成はパンノス村、宅地、それに附属する土地と農奴である。手続についてはまず、（一）王が王領の譲渡を裁可し、（二）その王令書簡はヘレスポント県の知事メトロファネスに布達され、（三）メトロファネスは王令の写しを添附した命令書を同県の王領管理財務官ニコマコスに下す、（四）ニコマコスは下級官職ヒュパルクの……：クラテスに王と知事の書状の写しを添附した命令書を送る。正しく譲渡することを委任されたヒュツバルクは三書簡に売渡し記録を付し、五都市に公布する。

セレウコス王国はペルシア時代における地方統治の行政区画であったサトラッペイア制度を踏襲し、さらにこれを分割したヒュバルケイアとトバルケイアの行政区画を布く新組織を導入した。各ヒュバルケイアには登記所が置かれ、村落ならびに所領の境界が記録された。ここで作成された土地台帳はサトラッペイアの王室記録所へ送られ、のち中央政府に報告される。王領はオイコノモス *οικονόμος* とディオイケテス *διοικητής* が管理するが、かれらはサトラッペイアの長官たるストラテゴス *στρατηγός* に直属したと考えられる。王室記録所は公私両者の諸種の文書を

取扱つたのではなく、単に王領の記録に当つた。そして土地が個人に売却された時、それは王室の管理を離れ、都市領として登録されることとなる。⁽⁴⁾

区画地 *πορεωπόν* について

ラオディケに売却された土地は、一定の区画地 *καροπόν*⁽⁵⁾ を指す。普通、*καροπόν* は時代的変遷に従い隨時その範囲を変更、ないし新規に設定されるものではなく。古くから、ヒッタイト人、フルギア人、リュディア人支配の時代には豪族の所領を形成していた。ペルシア時代は王臣、貴族の荘園として、その中央に領主館 *βασιλεία*⁽⁵⁾ の存在する区画地であった。アレクサンドロスの征服後、王領の一部として經營されたが、それが常にマケドニア將兵に譲渡されていたかは不明である。⁽⁶⁾

領主支配権が弱化すると多數の農奴は離散し、村落が崩壊した。パンノス村の場合、近傍の王の民、私有農奴が境界の道路、また区画地を占有して開墾耕作していくが、ラオディケの所領になるに及んで所有権は明確になり、再び境界が注されるとともに、旧来その地に居住していた農奴は返還され、村落は再組織されている。

王の民 *λαοί* について

王領、あるいは私人所有地は王の民いわゆる農奴によつて耕作された。ムネシマコス碑文の「……全家族と家財を持つ農奴から……」、およびラオディケ碑文の「村と領主館、それに付属する土地、および家族と全財産を持つ農奴を譲渡するよう命令せよ……」にみられることは、農奴が土地所有者に所属するのではなく、支配者の変遷に關係なくして、その所有財産とともに土地に所属することを示す。⁽⁷⁾ したがつてかれらは土地と共に売却され、土地所有者の課す義務を回避することはできなかつた。もし他の場所に移住するとしても旧来所属していた村落の居住者として登録された。また、かれらは種々の貢税義務を課せられたが、その主なものは地代であり、一部は金納、他は物

納とされたようである。つまり、アトランティオス王國にみられるように、穀類等の長期保存可能なものは物納である⁽⁸⁾たと考へられる。

ところで、土地が都市に移管された時、村落は所属都市のパロイロイ *πάροιλοι* がたカトイロイ *κατοίλοι* となり、農奴は身分的制約を緩和され、新自由解放市民となつた。これはセレウコス王國の一特徴である。国内のくわス化政策を示すものである。

売却価格について

ラオディケへの売却地の面積は凡そ一五〇〇〇ヘクタールと算定されるが、小アジアの肥沃地が銀三〇タレンの代価は非常に低廉である。これは第11シリア戦争の講和条件としてアンティオコス一世が、アトランティオス王朝のフィラデルフォスの娘ベレニケ姫を迎えるに当り、ラオディケを離婚したが、その際王妃の地位を失つた彼女を償う意味であつて、事実上、贈与とみられる。つまり、土地の一部を転売、あるいは次の年の収益より購入代価を償却し得たであろう。なお他の売却例については、アンティオコス一世(前180—116)がピタナ市へ王領を譲渡してゐるが、その価格は三〇タレン(面積不明)で、ほかに理由不明の額五〇タレンを要求した(O.G.I. S. 335, 132—134)。従つてこの例から察すれば、一般に十分な金額を得ていたと推測し得る。

- 註(1) Rostovtzeff, M., Social and Economic History of the Hellenistic World. (1953). p. 493.
- (2) Sardis, VII, I, p. 5 (cf. C. A. H. W. P. 171)
- (3) Rostovtzeff, M., Yale Class. Stud., III (1932), 70 ff.
- (4) ラオディケ碑文とともに非常に重要な史料は「トントリオコス一世からのヘレニストックロス紀書簡(アコベトディキデスへの王領譲渡令)」碑文(約前175年)である。それによるとアッソス人アリストテレイキデスはイリオン市近郊の土地を受けたが、譲渡方法は上掲碑文と同様に行われている。

- (15) Schliemann, H., Troische Alter (1874). 201—209
 O. G. I. S. 221

Droysen, J. G., Geschichte des Hellenismus. II, 2 (1878) p.p. 377—381

Schroeter, F., De Regum Hellenisticorum Epistulis (1932). 9—11

Welles, C. B., Royal Correspondence in the Hellenistic Period, nos. 10—13
 跡眞禪丸組 「アラヤル・ハセニ・エスカレ」 事眞禪瓦 (丹波社) 国洋史系講義 九十七。
 Welles, C. B., op. cit., p. 320

Rostovtzeff, M., C. A. H. pp. 182—183.

Plutarch, Eumenes. 8. (cf. Bikerman, E., Institutions des Séleucides (1938). p. 80.
 Kornemann, E., P. W. K. Suppl. W. 94 f.
 Welles, C. B., op. cit., p. 174, n. 2

1000000

王領を個人、ギリシア都市に贈与、売却という方法によって処置し、それによって国内のヘラス化と、社会的・経済的に統一を欠いた中央行政組織の弱体を強化せんとしたことは、セレウコス王朝政策の一特徴である。いかがれども、土地譲渡による初期王朝の政策は、それによって国内いたるところの都市の独立を図り、他方では従属都市に地租、貢税の徵集を受負わせ、税制を統一せんとしたことにある。また都市領に附屬する村落を *nápolis* または *skára* として都市化推進の一助としたことは既に述べた通りである。これに反し、專制的国家体制を完備したプトレマイオス王国は、以前の神殿領、諸侯領を廢止し、下賜地の名において軍事賦田、神殿領、贈地、私有地の区別をもうけ、ある程度民間の私有を認めたに過ぎず、何時、如何なる場合においてもその所有権を國家が回収し得たことは、原則的に王領たると異ならなかつた。この点、プトレマイオス王国とセレウコス王国の間に歴然と土地制度の差が認められる。

小アジアにおけるセレウコス王国の土地制度について

められる。そこでいま土地処分の例を要約すると次の如くである。

(一) 王領を都市へ贈与、売却し都市領とした。

(二) 王領が王室の人々、王の輩、貴族等に贈与、売却された場合、その所領は都市に移管された。

(三) 旧諸侯領を極力廃止し、農奴の私的所有の排除に努めた。

(四) これら以外に団体の集住に指定した土地が挙げられ、その中には軍事賦田も含まれる。

小アジアで軍事植民に譲渡した具体例は、ヨセフォスが引用した王令の写しに窺える。Josephus, Ant. XII, 147—152. それによると、アントイオコス三世(前二四八—一八七年)の治世、フルギアとリュディアに反乱が勃発したが、以来その阻止に当つてユダヤ人の二〇〇〇家族を軍事植民としてメソポタミアよりその地の軍事拠点に入植せしめたという。この史実は明白さを欠くがゆえに、王令書簡の真偽は不明としても、セレウコス王国における植民的一般例を示すものであろう。つまり植民は自治の許可を受け、住居地、農耕地、葡萄園を支給され、十年間の地租を免除された。⁽¹⁾

さて以上は小アジアの場合、特に王領を中心に取り上げたが、後のペルガモン王国時代においても大体同様な制度であった。そのほかにバビュロンでも土地贈与の一例がみられる。前二七九年、アントイオコス一世はベル神殿域の居住民に土地ならびに家畜を贈り、それが五年後に王家に再び返還されている。この土地は、王領または王個人の所領の何れかは不明であるが、贈与地が没収されたことは、バビュロンと小アジアでは土地所有条件が異なっていたものと解釈される。⁽²⁾

註(1) たとえばエウフラテス河畔のドウラーエウロボスで発見された羊皮紙文書「賦田地相続法」はパルティア時代に属すが、セ

ル・カ・ロ・ス一世（前3158—1180）発布の軍事植民地に関する王令の写しと考へられる。賦田地は永代私有され、近親者、子孫に遺贈、ないし売与し得たが、後繼者なき場合は王に没収された。Cumont, F., Fouilles de Dura-Europos (1922—1923), 1926, p. 286. 栗野頼之祐「出土史料によるギリシア史の研究」110九頁。
Rostovzeff, M., op. cit. p., 494.

——関西学院大学文学部助手——